

○学位授与申請書類の受理基準について(申合せ)

平成 16 年 4 月 1 日 教育研究評議会確認  
一部改正 平成 25 年 7 月 4 日 教務委員会承認  
一部改正 平成 28 年 7 月 5 日 教務委員会承認  
一部改正 令和 3 年 2 月 19 日 教務委員会承認

- 1 学位論文審査取扱要領第 13 条に規定する課程博士の学位授与申請書類の受理基準は、審査機関のある学術論文誌等に筆頭著者である論文が 1 編以上掲載又は掲載決定されていることとする。
- 2 大学院規程第 19 条第 3 項ただし書きの規定により、博士後期課程において在学期間を短縮して修了させる場合の学位授与申請書類の受理基準は、前項に規定する基準と同等以上とする。
- 3 学位論文審査取扱要領第 23 条に規定する論文博士の学位授与申請書類の受理基準は、審査機関のある学術論文誌等に筆頭著者である論文が 3 編以上掲載又は掲載決定されていることとする。ただし、本学大学院博士後期課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、退学したときから 3 年以内に学位授与申請したときは、第 1 項の基準を準用することができる。

附 則(平成 28 年 7 月 5 日教務委員会承認)

この申合せは、平成 28 年 7 月 5 日から施行し、平成 29 年 4 月以降に学位授与を申請した者から適用する。

附 則(令和 3 年 2 月 19 日)

この申合せは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。